

社会福祉法人 京都市西京区社会福祉協議会
役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都市西京区社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員をいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務として印鑑証明書を取得したときは、印鑑証明書発行手数料を弁償する。

(支給の方法)

第5条 費用弁償については、その都度支給する。

(公表)

第6条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。